

令和5年 第3回 農業委員会総会

日 時 令和5年3月24日 (金) 午後3時00分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 大城 真由美	2 番 山城 学
3 番 久保田 政子	4 番 百次 成仁	5 番 杉本 雄靖	6 番 山城 弘美
7 番 長嶺 安浩	8 番 宮里 良淳	9 番 玉城 正智	10 番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1 番 長嶺 栄	2 番 金城 正弘	3 番 長嶺 淳二	4 番 大城 久
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 幸地 豊	8 番 我謝 久男
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 山城 隆次	12 番 山城 満
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋健治		

【欠席委員】

百次 成仁	杉本 雄靖	長嶺 安浩
長嶺 淳二	我謝 久男	

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 金城 伊作

【議事録署名人】

会長 国吉 真昭 8 番 農業委員 宮里 良淳

【議事日程】

- 日程第1 議案第12号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第15号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第5 議案第16号 令和5年度最適化活動の目標設定について

令和5年第3回 総会 議事録

事務局	これより令和5年第3回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和5年第3回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は7番農業委員の長嶺安浩さん、8番農業員の宮里良淳さんでお願いします。次回調査委員は、9番農業委員の玉城正智さん、10番農業員の金城義幸さん、2番推進委員の金城正弘さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第12号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（26件） 日程第2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（8件） 日程第3 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（5件） 日程第4 議案第15号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（3件） 日程第5 議案第16号 令和5年度最適化活動の目標設定について 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第12号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは、2ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定について4-69～4-94まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願いします。 質問等なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	只今の案件可とします。次議案第13号について事務局説明をお願いします。

事務局	それでは 10 ページをお開き下さい。1 番は取り下げとなります。2 番は大里の 1 筆で 7 年間の賃借権の設定であります。3 番は米須の 5 筆で贈与による所有権移転であります。4 番は山城の 1 筆で売買による所有権移転であります。5 番は米須の 4 筆で 3 年間の使用賃借権の設定であります。6 番は名城の 1 筆で売買による所有権移転であります。7 番は米須の 1 筆で売買による所有権移転であります。8 番は小波蔵の 1 筆で売買による所有権移転であります。以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。 質問がなければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 13 号は可とします。次に議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明を。
事務局	13 ページをお開き下さい。農地法第 5 条について 1 番 大里の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。使用賃借権の設定で一般住宅への転用であります。2 番 宇江城の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。贈与による所有権移転で一般住宅への転用であります。3 番 福地の 1 筆で農振農用地であります。賃借権の設定で営農型太陽光発電設備への転用であります。4 番 賀数の 2 筆で農地区分は第 1 種農地で、賃借権の設定で駐車場（自動車展示）への転用であります。5 番 与座の 1 筆で農地区分は第 2 種農地で、仮設資材置き場への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	報告します。15 ページをお開き下さい 申請地は第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外「集落接続」に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。次 17 ページをお開きください 申請地は第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外「集落接続」に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。次に
事務局	19 ページをお開きください。申請地は農振農用地であり原則不許可であります。しかし営農型太陽光発電設備であり転用は問題無いものと判断しました。次 21 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外「集落接続」に該当するため駐車場への転用は問

	題無いものと判断しました。次に 23 ページをお開き下さい。申請地は山林、雑種地に囲まれた第 2 種農地であるため、仮設資材置き場への転用は問題無いものと判断しました。皆様のご審議をお願いします。
会長	只今の案件について、意見や疑問質問があればどうぞ。 時間を置いて、只今の案件可としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 14 号は可とします。次に議案第 15 号について説明願います。
委員	それでは、25 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 3 件を読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案第 15 号は同意とします。次に議案第 16 号 令和 5 年度最適化活動の目標設定について事務局説明願います。
事務局	令和 5 年度最適化活動の目標設定について説明する。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 16 号は可とします。本日の案件は以上です。 以上で本日の総会を終了いたします。 議事録署名人 農業委員会会長 岡 吉真昭 8 番 農業委員 宮里良淳